



平成 29 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社東栄リーフアーライン
代 表 者 名 代表取締役社長 河合 弘文
(コード番号：9133 JASDAQ)
問い合わせ先 総務部部長 芝田 圭司
(TEL. 03-5476-2085)

株主による臨時株主総会の招集請求 及び当該請求に対する当社対応に関するお知らせ

当社は、当社株主であるジェットエイト株式会社、西まりやん氏及び西將弘氏（以下「本株主」と総称します。）より、臨時株主総会の招集請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面を平成 29 年 12 月 11 日に受領し、これを受けて、本日開催の取締役会において、本請求に対する当社方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本請求をした者

- (1) ジェットエイト株式会社
(東京都文京区本駒込五丁目 28 番 7 号 代表取締役 西將弘)
- (2) 西まりやん氏
- (3) 西將弘氏

本株主は、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 ヶ月前から引き続き有する株主であります。

2. 本請求の内容

- (1) 株主総会の目的たる事項
 - ① 剰余金配当の件
 - ② 取締役 5 名（河合弘文氏、鍋島嘉六氏、若木章氏、本田英樹氏、王瑞斌氏）の解任の件
 - ③ 取締役 2 名（西將弘氏、西まりやん氏）の選任の件
 - ④ 取締役による損失補償及び役員報酬返上の件
- (2) 招集の理由（要旨）

本請求に関する書面によれば、社会倫理と公平性を欠いた MBO 条件の是正の観点から、とされています。

3. 本請求への対応方針

本請求について慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、上記 2 (1)①及び④は、会社法及び当社の定款の定めにも照らして、当社株主総会の目的事項とすることができない事項であり、また同②及び③については、業務に精通している現経営陣により事業を継続することが望ましいと判断し、当社が本請求に基づく臨時株主総会の招集手続をとることの決議は否決されましたので、当社は、臨時株主総会の招集をいたしません。

なお、会社法 297 条 4 項において、本規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われないう場合、又は本規定による請求があった日から 8 週間以内の日を株主総会の開催日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合、本規定による請求を行った株主は裁判所の許可を得て、株主総会を招集できる旨が定められています。

以上